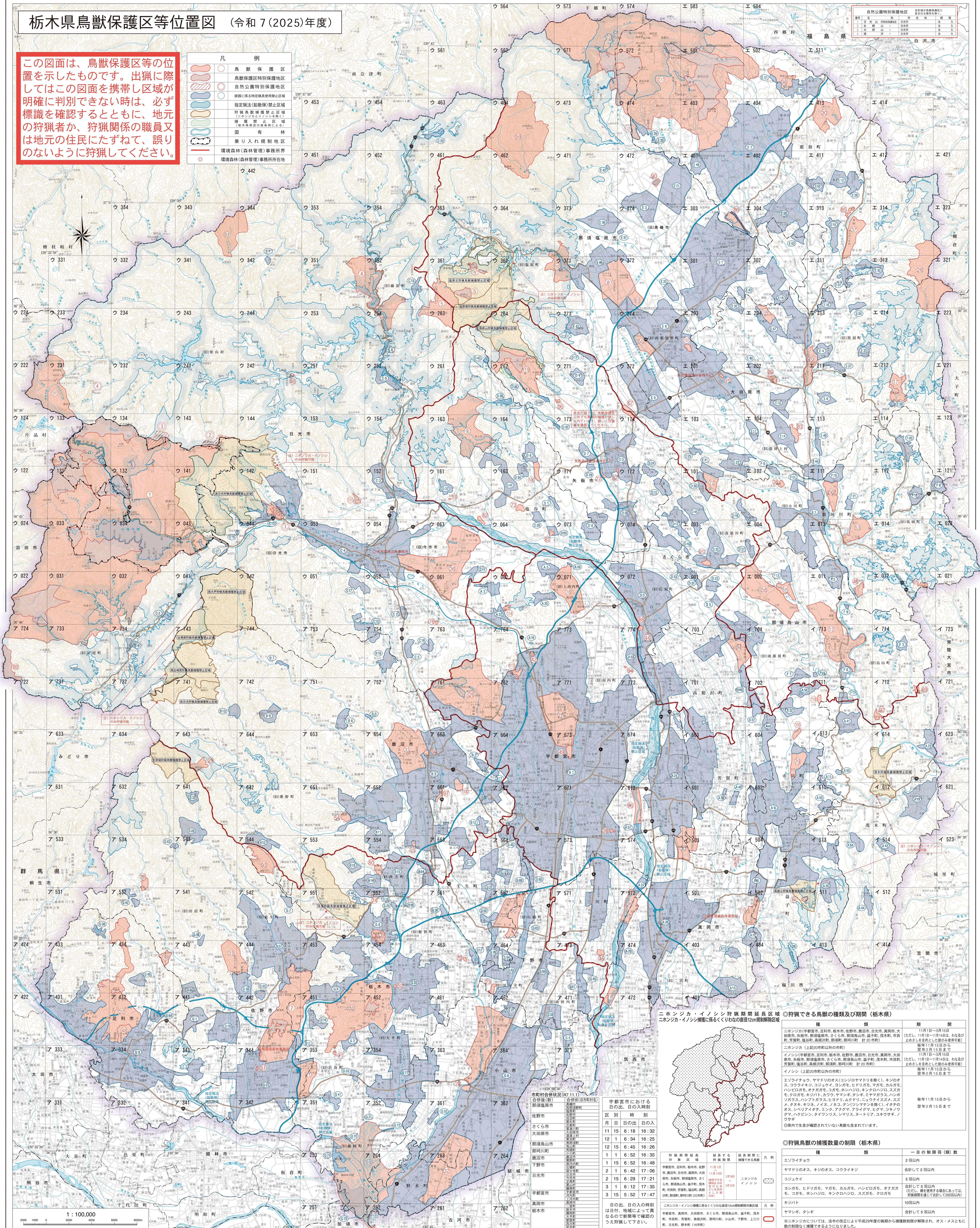


この図面は、鳥獣保護区等の位置を示したものです。出猟に際してはこの図面を携帯し区域が明確に判別できない時は、必ず票識を確認するとともに、地元の狩猟者か、狩猟関係の職員又は地元の住民にたずねて、誤りがないように狩猟してください。

凡	例
	 鳥 獣 保 護 区
	鳥獣保護区特別保護地区
	 自然公園特別保護地区
	 銃器に係る特定猟具使用禁止区域
	指定猟法（鉛射弾）禁止区域
	狩猟鳥獣捕獲禁止区域 (ニセツグシとイヌシを除く)
	捕獲禁止区域 (獣害原因の調査員による)
	国 有 林
	乗入り規制地区
	環境森林（森林管理）事務所界
	環境森林（森林管理）事務所所在地



ニホンジカ・イノシシ狩猟期間延長区域 ◎狩猟できる鳥獣の種類及び期間（栃木県）

[illegible]

◎狩猟鳥獣の捕獲数量の制限（栃木県）

種	類	一日の制限羽(羽)数
エゾライチヨウ		2羽以内
ヤマドリのおス、キジのおス、コウライキジ		合計して2羽以内
コジュケイ		5羽以内
ヨシガモ、ヒドリガモ、マガモ、カルガモ、ハシビロガモ、オナガガモ、コガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ		合計して5羽以内 (ただし、餌を使用する場合にあっては、 狩猟期間を通じて合計して200羽以内)

キジバト	10羽以内
ヤマシギ、タンギ	合計して 5 羽以内

※ニホンジカについては、法令の改正により平成29年度の猟期から捕獲数制限が解除され、オス・メスとも数の制限なく捕獲できるようになりました。